

保険募集人の権限明示

姫路ふたば保険コンサルタント株式会社

当社は下記の保険会社と募集委託契約をしている乗合代理店です。

【当社は下記各社の保険契約締結の代理または媒介を行います】

損害保険 会社	<ul style="list-style-type: none">・損保ジャパン日本興亜株式会社・そんぽ24
生命保険 会社	<ul style="list-style-type: none">・損保ジャパン日本興亜ひまわり生命株式会社・第一生命株式会社・アクサ生命株式会社

【権限の明示】

◆損害保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の損害保険の媒介、または締結の代理権を有しています。

尚、当代理店の取り扱う保険商品の中には告知受領権を有する商品もあります。お客様に告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払出来ないことがありますので、正しく告知いただきますようお願い致します。

◆生命保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の生命保険の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。

また、生命保険募集人には告知受領権はありません。告知受領権は生命保険会社及び生命保険会社が指定した医師だけが有しています。生命保険募集人に口頭でお話しいただいても告知したことはありませんので、告知書面へのご記入をお願い致します。なお、保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立致します。